

低入札価格調査事務処理要領

(制定平成 19 年 3 月 30 日総務部長依命通達、令和 5 年 3 月 31 日最終改正)

(趣旨及び定義)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づき落札者を決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）により行う工事の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領において、「工事執行権者」とは、対象工事の監督業務を所掌する本庁の課長又は公所長をいう。

3 この要領において、「入札執行権者」とは、対象工事の入札事務を所掌する課長又は公所長をいう。

(対象工事)

第 2 条 低入札価格調査制度を適用する工事（以下「対象工事」という。）は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号）の適用を受けるものに限る。）に付する工事

(2) 福島県総合評価方式実施要領（平成 21 年 3 月 30 日付け 20 財第 3701 号総務部長依命通達）により実施される工事

ただし、施工体制事前提出方式により実施される工事を除く。

(調査基準価格)

第 3 条 低入札価格調査制度における調査を行う基準は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（総合評価方式適用工事にあつては評価値の最も高い者）の入札価格が、別記 1 の算定方式により算定された額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(入札参加者への周知)

第 4 条 入札執行権者は、本制度の円滑な運用を図るため、当該対象工事の入札公告、入札説明書又は契約の方法及び入札の条件のいずれかにおいて、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 施行令第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事であること。

(2) 入札参加者は、入札書及び見積内訳書に併せて、別に定める見積内訳総括表（様式第 6 号）を提出すること。

(3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(4) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合、当該入札者名を公表すること。

(5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者（総合評価方式適用工事にあつては評価値の最も高い者。以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。

(6) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札後の事情聴取に協力すべきこと。

(7) 調査基準価格を下回って落札した場合は、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則 17 号）第 228 条及び福島県工事請負契約約款（平成 8 年 3 月 29 日総務部長依命通達。以

下「工事請負契約約款」という。)第4条第2項で規定する契約保証金について、請負代金額の100分の10以上から100分の30以上に引き上げること。

- (8) 調査基準価格を下回って落札した場合は、工事請負契約約款第34条第1項で規定する前払金について、請負代金額の10分の4以内の額から10分の2以内の額に引き下げること。
- (9) 調査基準価格を下回って落札した場合は、建設業法第26条第1項又は第2項に規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者2名を配置することを義務付けること。なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めないこと。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めないこと。）
- (10) 調査基準価格を下回って落札した者が共同企業体（特定又は経常）である場合、前号の規定は代表構成員にのみ適用すること。
- (11) 第7号から前号までの規定により変更となった契約条件に対して落札候補者の対応が困難な場合にあつては、落札者決定前に辞退を申し出ることができること。

（入札の執行及び失格基準）

第5条 入札執行権者は、開札したとき直ちに入札書を確認し、調査基準価格を下回った入札を行った者があつた場合には、当該入札者名を読み上げるものとする。

2 入札執行権者は、落札候補者決定後、落札候補者の入札金額が調査基準価格を下回る場合には、当該落札候補者から提出された見積内訳総括表について別記3に定める失格基準に該当するかどうかを確認するものとする。ただし、開札時に見積内訳書等を求めない場合にあつては、後日、見積内訳書及び見積内訳総括表（様式第6号）を求め、失格基準に該当するかどうかを確認するものとする。

3 入札執行権者は、前項の確認の結果、失格基準に該当する場合は、当該落札候補者を失格とし、順次、前項の規定に基づき次順位の落札候補者の確認を行い、落札候補者の決定を行うものとする。

4 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行権者は、入札参加者に対して落札者の決定を保留し、落札者については後日決定し、その内容を通知することを告げて、入札を終了するものとする。

5 入札執行権者は、調査基準価格を下回る入札を行った最低価格入札者である落札候補者に対し、別に定める調査様式及びその他必要と認める書類の提出を求めるものとする。

（調査の実施）

第6条 入札執行権者は、落札候補者から第5条第5項の規定により提出を求めた調査様式等が提出された場合は、速やかに工事執行権者に送付するものとする。

2 工事執行権者は、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれが認められるか否かについて、提出された調査様式等に基づき最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会などにより、速やかに別記2の内容に関して調査を行うものとする。

なお、工事執行権者は、調査の結果について速やかに入札執行権者に通知するものとする。

3 工事執行権者は、前項の調査を行う者を指定し、調査の結果を低入札価格調査票（様

式第1号)に記載させるものとする。

(適合した履行がされると認められる場合(総合評価方式を除く))

第7条 総合評価方式以外の入札を実施した場合において、入札執行権者は、第6条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、最低価格入札者を落札者と決定し、様式第2号により最低価格入札者に対して落札者と決定した旨を通知するとともに、様式第5号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

(適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合(総合評価方式を除く))

第8条 総合評価方式以外の入札を実施した場合において、工事執行権者は、第6条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査の結果を第6条の規定により作成した低入札価格調査票に参考資料を添付して、予算を主管する課長(以下「予算主管課長」という。)に報告するものとする。この場合において、工事執行権者が公所長であるときは、あらかじめ工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の認定等に関する要綱(平成19年3月30日付け18財第6403号総務部長依命通達。以下「要綱」という。)第7条に規定する地方入札参加条件等審査委員会に諮り、その意見を聞いたうえで、主務課長を経由して行うものとする。

- 2 前項の報告を受けたときは、予算主管課長は、低入札価格調査票等を入札監理課長に送付するものとする。
- 3 入札監理課長は、前項の規定による書類の送付を受けたときは、要綱第3条に規定する本庁入札参加条件等審査委員会に対し当該契約の内容に適合した履行がされないおそれが認められるか否かについて諮らなければならない。
- 4 入札監理課長は、前項の審議結果を予算主管課長に通知するものとする。
- 5 予算主管課長は、前項の審議の結果を工事執行権者に通知するものとする。この場合、工事執行権者が公所長であるときは、主務課長を経由して行うものとする。
- 6 工事執行権者は、前項の審議結果を速やかに入札執行権者に通知するものとする。
- 7 入札執行権者は、前項の審議結果が当該契約の内容に適合した履行がなされると認められたものであるときは、最低価格入札者を落札者と決定し前条の規定により関係者に通知するものとする。
- 8 入札執行権者は、第6項の審議結果が当該契約の内容に適合した履行がされないと認められたものであるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者又は評価値が最も高い入札者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。なお、次順位者が調査基準価格を下回る入札であった場合、工事執行権者は、第6条の規定の例により調査を行うものとする。
- 9 入札執行権者は、前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、様式第3号により最低価格入札者に対して落札者としなかった旨を通知をしたうえで、様式第4号により次順位者に対して落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては様式第5号により次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(総合評価方式による場合)

第9条 福島県総合評価方式実施要領により入札を実施した場合において、第6条の調査の結果、評価値の最も高い者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされ

ると認めたときで、同実施要領第 4 条の規定に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、評価値の最も高い者を落札者とするに関して、同実施要領第 4 条の規定に基づく学識経験者の意見聴取した後、落札者を決定するものとする。

- 2 第 6 条の調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合、工事執行権者は、調査結果を低入札価格調査票（様式第 1 号）に取りまとめ、同実施要領第 8 条第 2 項の規定に基づく技術審査会に審査を求めるものとする。
- 3 技術審査会は、技術審査会の審査結果を低入札価格調査票（様式第 1 号）に取りまとめ、工事執行権者に通知するものとする。
- 4 工事執行権者は、前項の審査結果を踏まえ、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合、入札執行権者に報告しなければならない。
- 5 当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするに関して、同実施要領第 4 条の規定に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は同実施要領第 4 条の規定に基づく学識経験者の意見を聴取した後、落札者を決定するものとする。この場合において、他の者のうち評価値の最も高い者が調査基準価格を下回る入札であった場合には、第 6 条以降と同様の手続を行うものとする。
- 6 入札執行権者は、落札者を決定したときは、福島県条件付一般競争入札実施要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6401 号総務部長依命通達）第 25 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき通知するものとする。
- 7 工事執行権者は、第 5 項の規定に基づき落札者の決定をしたときは、速やかに、入札結果（工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7795 号総務部長依命通達。以下「公表要領」という。）3(3)アの規定に基づく書類）に低入札価格調査票（様式第 1 号）を添えて予算主管課長を経由して入札監理課長に報告するものとする。この場合において、工事執行権者が公所長であるときは主務課長に報告し、主務課長が予算主管課長を経由して入札監理課長に報告するものとする。

（低価格入札者の公表）

第 10 条 工事執行権者は、調査基準価格を下回った入札を行った者について、公表要領による契約締結後に行う公表において、総合評価方式以外の場合は入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書（公表要領様式 3）の落札額（契約額）欄の余白に「低価格入札」と記載することにより、総合評価方式の場合は総合評価方式入札結果（福島県総合評価方式実施要領様式第 4 号）により公表するものとする。

（工事請負契約書における特約条項について）

第 11 条 工事執行権者は、調査基準価格を下回り落札者となった者と工事請負契約を締結する際には、以下に示す内容を特約条項とし契約に付すものとする。

- (1) この工事における契約保証金は、工事請負契約約款第 4 条第 2 項の規定に関わらず、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

この場合において、工事請負契約約款第 4 条第 2 項及び 4 項中の「10 分の 1」とあるのは、「10 分の 3」と読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

- (2) この工事における前払金については、工事請負契約約款第 34 条第 1 項の規定に関わ

らず、請負代金額の10分の2以内の額とする。

この場合において、工事請負契約約款第34条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第6項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第7項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

(3) この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者2名を配置する。なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。）

(4) 受注者が共同企業体（特定又は経常）である場合、前号の規定は代表構成員にのみ適用する。

（監督体制等）

第12条 工事執行権者は、調査対象者と契約した工事について、請負人から施工体制台帳の写しを提出させるに当たり、その内容について意見聴取を行うとともに、低入札価格調査対象工事であることを考慮して、監督業務や検査を実施する等適正な施工の確保に留意するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日以降起工するものから適用する。

附 則

1 この要領は、平成19年10月1日から施行する。

2 平成19年9月30日以前に入札公告を行った工事については、従前の例による。

附 則

この要領は、平成20年4月1日以降起工するものから適用する。

附 則

この要領は、平成20年9月1日以降起工するものから適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降起工するものから適用する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年6月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則
この要領は、平成 25 年 9 月 10 日以降起工するものから適用する。

附 則
この要領は、平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則
この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則
この要領は、平成 29 年 10 月 1 日以降起工するものから適用する。

附 則
この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降起工するものから適用する。

附 則
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

別記 1

別途通知する。

低入札価格調査の調査内容

1 留意事項

(1) 低入札価格調査の趣旨

調査基準価格を下回った金額により契約した工事については、品質確保に支障をきたすおそれがあることから、工事執行権者は低入札価格調査（以下「調査」という。）を行い、下記の事項について確認するものとする。

上記の趣旨を踏まえ、調査の結果が以下の事項のいずれかに該当した場合、工事執行権者は契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断し、調査の対象者を失格とする。

失格判断基準

ア 当該工事に必要不可欠な項目が計上されていない場合

当該工事に必要な項目が計上されていない場合や資材単価、労務単価等の設定の内訳が適切でない場合は失格とする。（ただし、役員報酬、会社の内部留保、外部からの寄付等により充当する場合を除く。）

イ 下請工事費の内訳が不適正な場合

ウ 調査において提出された資料の内容に不整合があり、その理由の説明が明確になされない場合

確認のたびに説明内容が変わる場合は失格とする。（調査様式及び根拠資料における単純な記載ミスは除く）

エ その他

下記確認事項により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断される場合

確認事項

① その価格により入札した理由

ア その価格により入札した理由を確認する。

イ 失格判断基準に該当する記載が確認された場合は失格とする。

ウ 記載内容については、入札時に提出された見積内訳書、各調査様式及び根拠資料により確認し、内容に不整合が見られた場合は失格とする。

② 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の詳細内訳

ア 直接工事費（細別レベルまで）及び諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の内訳について積算根拠を求め、入札時に提出された見積内訳書、他の調査様式及び根拠資料の記載内容とも整合を図りながら金額の妥当性について確認する。

《 諸経費に計上される項目の内、特に確認が必要な項目の例 》

a 当該工事に必要な安全用品（共通仮設費）

- ・ 標識板、保安灯、防護柵等の配置計画に基づき、設置する台数及びこの

経費が十分であるか確認する。

- ・ 酸素欠乏症の予防に要する費用、海岸工事における救命艇に要する費用など、当該工事に必要な安全用品が計上されているか確認する。

b 現場従業員給料手当（現場管理費）

- ・ 配置する従業員名簿、労務者配置計画及び工程計画と照らし合わせ、延べ配置人数と人件費の総額の内、現場管理費で計上する金額の妥当性について確認する。
- ・ 低入札受注案件の契約条件による配置技術者の追加分の経費の計上について確認する。計上されていない場合、経費の充当方法について説明を求め、対応策の妥当性について確認する。

c 外注経費（現場管理費）

- ・ 下請契約等の必要経費（一般管理費相当）の妥当性について確認する。

d 役員報酬（一般管理費）

- ・ 各役員の報酬費の充当計画について確認する。
- ・ 本社経費等（従業員給料手当、法定福利費、租税公課外）に関する費用については、前年度等の売上額に対する経費の総支出額等を根拠にしている場合があるため、財務諸表等により設定根拠の妥当性と計上する項目に不足がないか確認する。

イ 当該工事に必要な工種（項目）が計上されていない場合は失格とする。

ウ 記載内容（資材単価、労務単価、工事金額）が入札時に提出された見積内訳書、各調査様式及び根拠資料の内容と整合しない場合、更に詳細に内容の確認を行う。確認の結果、双方の内容が整合しない場合は失格とする。

③ 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況

④ 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況

ア 契約対象工事の施工地付近における手持ち工事の状況、契約対象工事に関連する手持ち工事の状況、契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）について確認する。

イ 手持ちの資材や機械・設備の使用が手持ち工事と重複していることが判明するなど、説明内容との整合性に欠ける場合には失格とする。

⑤ 契約対象工事の施工地と入札者の事業所、資機材保管場所等との関連（地理的条件）

ア 作業員等の現場までの移動、資機材運搬・管理において、地理的条件からみて経費の削減が可能か確認する。

イ 経費の削減内容については、数値的な根拠（移動のための交通費、運搬費用等の削減額）により確認する。

ウ 事業所、資機材保管場所を確認するため、所在等を証明する登記関係書類又は賃貸契約書の写しの提出を求めるものとする。

エ この他、事業所から工事の施工地までの移動に概ね30分以上の時間を要する場合、休日・夜間等現場代理人が常駐している時間帯以外で、異常気象時に発生が予想される現場での災害について、具体的な対応策と所要な経費が計上されているか確認する。

オ 経費の削減内容については、数値的な根拠が確認できない場合には失格とする。

⑥ 手持ち資材の状況

ア 手持ち資材の状況を確認する。

イ 手持ち資材の使用により経費の削減を可能とする場合、使用する手持ち資材の数量を確認するほか、その保管状況、保管場所についても写真で確認する。

ウ 手持ち資材の状況及び経費の削減内容について、根拠が確認できない場合は失格とする。

⑦ 資材の購入先及び購入先と入札者との関係

ア 資材の購入先及び購入先との関係を確認する。

イ 下請（予定）工種に計上されている資材単価等については、必要に応じて下請（予定）業者に直接確認する。

ウ 資材単価が県の設計単価に比べて著しく安価であり、適正な資材の調達が可能であると判断できない場合は失格とする。資材の調達等のために契約する相手方との過去1年間の取引実績、品質を確認する資料の提出を求め、単価の合理性、資材調達の確実性を確認する。

エ 下請（予定）業者に対して見積内容の確認を行った結果、契約（予定）内容と異なることが判明した場合は失格とする。

⑧ 手持ち機械・設備の状況

ア 手持ち機械・設備の状況を確認する。

イ 手持ち機械・設備の使用により経費の削減が可能である場合、手持ち機械・設備の台数、現在の利用状況について確認する。

ウ 当該工事に必要な機械・設備の総数についての確認も併せて行い、不足する分についての調達計画を確認する。不足する使用機械・設備をリースで確保する場合、代金の根拠（単価、台数及び日数）について確認する。なお、リースの台数については、工程計画を踏まえ、必要数が確保されていることを確認する。

エ 工事の実施に必要な機械・設備の確保が困難な場合は失格とする。

⑨ 労務者の確保や配置の内容

ア 労務者の確保や配置の内容を確認する。

イ 各工種とも適切な労務単価で配置する計画となっているか確認する。併せて、工程計画と整合した配置人数になっているか確認する。

a 必要に応じて作業員名簿の提出を求める。

b 作業員の増員による工期短縮を経費削減の理由としている場合、工程表の提出を求め（総合評価方式における簡易型、標準型の場合、技術提案書（様式第9号（その1）における工程表を使用する。）、作業員の増員計画との整合性を確認する。また、増員する作業員分の人件費について、現場管理費の内訳とも整合を図りながら妥当性を確認する。

ウ 下請（予定）業者の労務単価については、必要に応じて下請（予定）業者に直接確認する。

エ 工事の実施に必要な労務者が確保できないと判断される場合は失格とする。

オ 設計単価に比べて労務単価の設定が低い場合、当該労務者の直近の給与明細を求め、調書に記載された労務単価がこれを下回っている場合には失格とする。

カ 労務単価が最低賃金法で規定する地域別最低賃金（福島県）を下回っている場合は失格とする。（福島県最低賃金は厚生労働省の最低賃金に関するホームページ<http://pc.saiteichingin.info/> で確認可能。）

キ 下請（予定）業者に対して見積内容の確認を行った結果、説明内容と異なることが判明した場合は失格とする。

⑩ 過去に施工した公共工事名

⑪ 公共工事の施工成績

ア 過去に施工（完成）した公共工事（2年以内）の実績（直近から20件以内）から工事の履行状況（工事成績評定）を確認する。

イ 上記の実績の内、福島県発注工事で当該工事と同種又は類似と判断される工事について低入札案件として受注し、かつ工事成績評定点が著しく低いものがあつた場合、この工事における低入札価格調査で提出した調書の写しの提出を求め、当該工事の履行が可能か判断する。

⑫ 経営状況及び信用状況（不渡りの有無、建設業法違反等の有無、賃金不払いの有無、下請代金の支払遅延事実の有無についての申告と、納税証明書、財務諸表、直前3年の各営業年度における工事施工金額の報告）

⑬ その他必要な事項

（2）その他

契約締結後において、対象者が調査の際に説明した内容等の履行がなされない場合、虚偽の説明を行ったものとして、工事等の請負契約に係る入札参加制限を行うことがある。

別記3

低入札価格調査失格基準

落札候補者の入札金額が別記1に定める調査基準価格 を下回り、次に掲げる失格基準のいずれかに該当する場合は失格とする。

なお、一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）の適用を受けるものに限る。）に付する工事については、ア～ウの失格基準を適用する。

1 用語の定義

- (1) 直接工事費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の直接工事費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (2) 共通仮設費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の共通仮設費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (3) 現場管理費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の現場管理費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (4) 一般管理費相当額 別表中の一般管理費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (5) 設計額 設計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。（予定価格とは異なります。）

2 諸経費等の構成

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の構成については、県の積算基準によるものとし、これにより難しい場合は、別途、入札説明書等においてあらかじめ扱いを示すものとする。

3 失格基準

ア 直接工事費に対する失格基準

- ・ 入札額（税込）が5千万円以下の場合
直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額×0.95
(千円未満切り捨て)
- ・ 入札額（税込）が5千万円超の場合
直接工事費 < 設計額における直接工事費相当額×0.9
(千円未満切り捨て)

イ 共通仮設費に対する失格基準

- 共通仮設費 < 設計額における共通仮設費相当額×0.9
(千円未満切り捨て)

ウ 現場管理費に対する失格基準

- ・ 入札額（税込）が5千万円以下の場合
現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額×0.90
(千円未満切り捨て)
- ・ 入札額（税込）が5千万円超から5億円以下の場合
現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額×0.85

・入札額（税込）が5億円超の場合
現場管理費 < 設計額における現場管理費相当額×0.8

(千円未満切り捨て)

(千円未満切り捨て)

エ 一般管理費に対する失格基準
一般管理費 < 設計額における一般管理費相当額×0.5

(千円未満切り捨て)

別表「諸経費の取扱い」

工事区分	直接工事費相当額	共通仮設費相当額	現場管理費相当額	一般管理費相当額
土木工事 建築工事 建築設備工事 建築機械工事 建築電気工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
施設機械設備工事 水道設備工事 下水道設備工事 鋼橋上部工事 電気通信設備工事 揚排水機場設備工事 水門設備工事 等	次の額を合算した額 機器費 直接製作費 直接工事費(据付)	次の額を合算した額 間接(二次)労務費 共通仮設費(据付)	次の額を合算した額 工場管理費(製作) 現場管理費(据付) 据付間接費(据付) 設計技術費 技術者間接費 機器間接費	一般管理費等

別記4

見積内訳総括表の記載における留意事項

1 スクラップ処分費について

- (1) スクラップ処分費のうち、有価物の売却金額（以下「スクラップ控除額」という。）については、県の積算基準（公表）において直接工事費から控除している。（ただし、諸経費の算出については、控除前の直接工事費を基に算出している。）
- (2) 直接工事費相当額に対する失格基準については、スクラップ控除額を除いた金額で判定するものとする。
- (3) 入札参加者の見積内訳書、見積内訳総括表（様式第6号）において、スクラップ控除額を直接工事費以外の項目から除いた場合でも違算としては扱わないが、別記3低入札価格調査失格基準の適用については、提出のあった見積内訳総括表に記載された金額によりそのまま判定するものとする。

2 一括計上価格について

- (1) 県の積算基準（公表）において、一括計上価格は直接工事費の内訳に含まれる項目になっている。
- (2) 直接工事費相当額に対する失格基準については、一括計上価格を含めた直接工事費の設計額で判定するものとする。
- (3) 入札参加者の見積内訳書、見積内訳総括表（様式第6号）において、一括計上価格を直接工事費以外の項目に計上した場合でも違算としては扱わないが、別記3低入札価格調査失格基準の適用については、提出のあった見積内訳総括表に記載された金額によりそのまま判定するものとする。

3 その他

- (1) 見積内訳総括表は失格判定を行うために用いることから、県の積算基準（公表）及び別表に基づき記入するものとする。ただし、これにより難しい場合は、別途、入札説明書等で示された扱いをもって失格判定を行うものとする。
- (2) 見積内訳総括表の記入欄において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれか1つでも記入がない場合、計算誤り（切上げ、切下げ又は四捨五入による計算の不一致等も含む）がある場合、有価物の売却金額等をマイナス計上で別に記入した場合及び入札書、見積内訳書の工事価格（入札金額）と一致しない場合は、当該入札書を無効とする。